



申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書

受付印 令和 年 月 日 大阪府 府税事務所長殿		管理番号		発信年月日 通知書	入力済	整理簿																				
		※処理事項	通信日付印				確認印																			
所在地及び電話番号 (電話 )																										
(ふりがな) 法人名及び法人番号 (法人番号)		<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																								
(ふりがな) 代表者氏名																										
経理責任者氏名																										
資本金の額又は出資金の額		円																								

法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出（道府県民税関係）	
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長に ついて (その延長の処分が取り消された その適用を受けることをやめた その延長の処分が失効した)
)ので届け出ます。	

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出	
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から 法第 72 条の 25 第 3 項 の規定による提出期限の延長の適用を受けることをやめますので届け出ます。 法第 72 条の 25 第 5 項

通算親法人の 本店所在地及び電話番号 (電話 )																									
(ふりがな) 通算親法人の名称及び法人番号 (法人番号)	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																								
関与税理士署名 (電話 )																									

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出（道府県民税関係）」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」は、それぞれ届出の期限が異なるので留意してください。

※この届出書は、大阪府内の主たる事務所等の所在地を担当する府税事務所に提出してください。